

令和6年度就学援助制度について

留萌市では、お子さまが小・中学校に通学するうえで経済的な理由によりお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助する就学援助制度を設けています。
つきましては、援助を希望される方は次の説明をお読みのうえ、お申し込みください。
なお、令和5年度に就学援助を受けている方も改めて申請書の提出が必要です。

1 就学援助に該当する家庭

次に記載する方は就学援助を受けることができます。

- (1) 収入等の状況により、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮されていると認められる場合

下記のいずれの要件も収入による制限があるため、申請者全てが必ずしも就学援助を受けることができるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

該 当 理 由	
(1)	生活保護法に基づく保護の停止または廃止された方 (生活保護受給時と世帯構成が変更となっている場合は該当になりません)
(2)	市民税が非課税または減額された方
(3)	個人の事業税が減額または免除された方
(4)	固定資産税が減額または免除された方
(5)	国民年金の掛金が減額または免除された方
(6)	国民健康保険料の減免または徴収を猶予された方
(7)	児童扶養手当の支給を受けた方 (児童扶養手当受給時と世帯構成が変更となっている場合は該当になりません) ※児童手当、特別児童扶養手当のみ受給の方は対象外
(8)	生活福祉資金の貸付を受けた方
(9)	保護者(家族)の失業されている方
(10)	その他、経済的理由により困窮している方

◆就学援助認定の目安◆

世帯人数	収入額(おおよその目安)※	世帯構成(例)
2人	収入2,200,000円(所得1,360,000円)	母・子1人
3人	収入2,800,000円(所得1,766,000円)	父・母・子1人
4人	収入3,400,000円(所得2,200,000円)	父・母・子2人
5人	収入3,800,000円(所得2,500,000円)	父・母・子3人

※注意:

認定の基本となる収入額は、世帯人数・年齢構成によって異なりますので、おおよその目安としてご利用ください。

- (2) 生活保護法に規定する要保護者

※一部の就学援助のみ(修学旅行費、学校病医療費)受けることができます。

2 認定期間

- ・認定期間は、当該年度のみです。（令和6年4月～令和7年3月）
- ・現在認定を受けている家庭で、令和6年度も希望される場合は、あらためて申請が必要となります。
- ・現在認定を受けている家庭が必ずしも認定を受けられるとは限りません。

3 就学援助される費用

次の費用の援助が予定されています。

援助の種類	対象者	援助の内容等
学用品費等	認定された方全員	小学校1学年 13,230円 他学年 15,500円 中学校1学年 25,040円 他学年 27,310円 (※いずれも4月当初認定の場合の年額)
体育実技用具費	学校でスキー授業がある小学校1年生、小学校4年生、中学校1年生	スキー用具の現物支給
新入学児童生徒学用品費(入学準備金)	令和6年度に入学する小学1年生、中学1年生	小学校1年生 57,060円 中学校1年生 63,000円
宿泊校外活動費	宿泊学習実施前までに認定された方	経費の一部(交通費、見学料のみ)
修学旅行費	修学旅行実施前までに認定された方	実費(一部対象外経費あり)
遠距離通学費	小学生(夏期4km、冬期2km)、中学生(夏期6km、冬期3km)以上の通学距離で公共交通機関を利用している方 ※夏期は4～10月、冬期は11月～3月	公共交通機関の利用金額 (最も経済的な経路、方法による場合の利用額で、他制度で助成される分を除きます)
学校病医療費	学校の定期健康診断等にて学校病(トラコーマ、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、むし歯、寄生虫病など)の治療指示を受けた方	教育委員会が発行する医療券を医療機関に持参した場合、治療費が無料となります。(就学時健診及び歯科検診等により治療の指示を受けたもののみ) ※要保護者のみ
学校給食費	認定された方全員	給食費が無料となります
P T A 会 費	認定された方全員	限度額 小学校全学年 3,450円 中学校全学年 4,260円 (※いずれも4月当初認定の場合の年額)
卒業アルバム代	認定された方全員	限度額 小学校6年生 11,000円 中学校3年生 8,800円
生徒会費	認定された方全員	限度額 中学校全学年 5,550円 (※いずれも4月当初認定の場合の年額)
クラブ活動費	認定された方全員	限度額 中学校全学年 30,150円 (※いずれも4月当初認定の場合の年額)
日本スポーツ振興センター共済掛金	4月当初認定された方	掛金(保護者負担額分)が無料となります

※生活保護法に規定する要保護者の場合、修学旅行費、学校病医療費のみの援助となります。

4 申請に必要な書類について

申請は、在学（就学予定）学校から申請書の交付を受け、次の書類を学校に提出してください。（生活保護法に規定する要保護者の方は申請書のみの提出で結構です。）

(1) 申請書

(2) 同意書

(3) 前年の収入を証明する書類（令和5年1月～令和5年12月分）《複写可》及び申請の理由を証明する書類

・次のうち該当するものを全て添付してください。

必要な方	必要な書類
会社員等	源泉徴収票（令和5年分）
年金受給者	公的年金等の源泉徴収票（令和5年分）
自営業者等	令和5年分の所得税の確定申告書（控）
無収入の方	令和5年中に収入が無い旨を市役所税務課市民税係で申告してください。（窓口で就学援助で必要なため控えが欲しい旨伝えてください。申請の際、控えを提出いただきます。）
個人の事業税が減額または免除された方	個人事業税納税通知書兼領収書または個人事業税納税額移動通知書
固定資産税が減額または免除された方	固定資産税減免通知書
国民年金の掛金が減額または免除された方	国民年金保険料免除申請通知書
国民健康保険料の減免又は徴収を猶予された方	国民健康保険税の更生通知書（減額）または国民健康保険税徴収猶予承認通知
児童扶養手当の支給を受けた方	児童扶養手当証書
生活福祉資金の貸付を受けた方	生活福祉資金貸付決定通知書
保護者（家族）の失業されている方	雇用保険受給者資格証
その他収入があった方	その他収入を証明する書類

※ 必要書類が添付されていない場合、認定できませんのでご了承願います。

- ・「令和5年度市（町村）民税・道民税証明書」（所得課税証明書）は、収入状況を証明する書類として使用できませんので、ご了承願います。
- ・家族の状況については、生計をともにしている家族構成員を全て記入してください。全員の収入の合計額で認定審査いたします。
- ・小学校と中学校にそれぞれお子さまが就学されている家庭では、小学校・中学校それぞれに申請が必要です。

5 特別支援教育就学奨励費補助金

特別支援学級に在籍される児童生徒には、国の定める範囲内で援助制度があります。なお、申請の受け付けは毎年6月の予定です。

6 お問い合わせ先

(1) 在学している学校

(2) 入学予定の学校

(3) 留萌市教育委員会教育政策課教育推進係 TEL 42-3006（内線477）